

令和6年度 第1回東京都最低賃金専門部会 議事録

- 1 日 時 令和6年7月30日（火）午後4時～午後4時20分
2 場 所 九段第3合同庁舎13階 賃金相談室
3 出席者 公益代表委員3名 労働者代表委員3名 使用者代表委員3名

賃金課長 それでは、定刻になりますので、ただいまから第1回東京都最低賃金専門部会を始めさせていただきます。賃金課長の若月と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、令和6年度の第1回目の会議となりますので、部会長、部会長代理が選出されるまでの間、事務局で議事を進めさせていただきます。

主任賃金指導官 お手元の資料の確認をさせていただきます。

本日は、議事次第、座席表、令和6年度東京都最低賃金専門部会委員名簿をお配りしております。不足等ございましたら、事務局にお申し付けください。

賃金課長 本日、御出席の皆様には、本年7月30日付けで東京都最低賃金専門部会委員に任命させていただきました。委員の皆様への辞令の交付でございますが、本来であれば、東京労働局長より、お一人お一人直接お渡しすべきところでございますが、今回、あらかじめ机上に置かせていただきましたことを、何とぞ御寛容のほどお願い申し上げます。

なお、お手元に委員名簿をお配りしておりますので、御確認をお願いします。

主任賃金指導官 本日は、全委員が御出席ですので、最低賃金審議会令第6条第6項により準用されている第5条第2項に定める「全委員の3分の2以上又は各側委員の各3分の1以上」の定足数を満たしていることを御報告いたします。

賃金課長 それでは、令和6年度東京都最低賃金専門部会の開会に当たりまして、岡田労働基準部長から御挨拶を申し上げます。

労働基準部長 労働基準部長の岡田でございます。よろしくお願いいたします。

本日はお忙しいところ、東京都最低賃金専門部会に御出席いただきま

して、誠にありがとうございます。

先ほど賃金課長からも説明させていただきましたけれども、本日付けで皆様方を専門部会委員に任命させていただいたところでございます。皆様方、大変お忙しいにもかかわらず、委員をお引き受けいただきましたこと、重ねて御礼申し上げます。ありがとうございます。

さて、先般、中央最低賃金審議会におきまして「令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」がなされ、先ほどの東京地方最低賃金審議会において御説明を申し上げたところでございます。

本年度におきましても世間の関心が非常に高い中での審議となっております。限られた時間での集中した審議となりますが、よろしく御協力のほどお願いいたします。

我々事務局といたしましても円滑な御審議に向けて尽力してまいりたいと思います。

以上、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

賃金課長 議事次第に従いまして、議事（1）の「部会長及び部会長代理の選出について」に入りたいと思います。

部会長の選出につきましては、最低賃金法第25条第4項が準用する同法第24条第2項において「公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する」とされておりますが、どなたか部会長について御推薦はございませんか。

権丈委員 村上委員に部会長をお願いしてはいかがかと思えます。

賃金課長 ただいま権丈委員から部会長に村上委員を、との御推挙がございましたが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声）

賃金課長 御異議なしとのことですので、部会長は村上委員をお願いすることといたします。

続きまして、部会長代理の選出に移ります。

部会長代理の選出につきましては、最低賃金法第25条第4項が準用する同法第24条第4項において「会長に事故があるときは、あらかじめ公

益を代表する委員のうちから、委員により選挙された者が会長の職務を代理する」とされ、同法第24条第2項により、「公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する」とされておりますが、部会長代理について御推薦はございませんか。

権丈委員 本田委員に部会長代理をお願いしてはいかがかと思えます。

賃金課長 ただいま権丈委員から部会長代理に本田委員を、との御推挙がございましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

賃金課長 御異議なしとのことですので、部会長代理は本田委員をお願いすることといたします。

それでは、以後の議事につきましては、村上部会長に進行をお願いいたします。

村上部会長 それでは議事の進行をさせていただきます。

まず初めに、議事(2)の「東京都最低賃金の改正決定に係る意見について」です。

先ほど本審で事務局から説明がありました、様々な団体などからいろいろな御意見が出ております。それについて、改めて御意見等ございますでしょうか。

まず、労側からいかがでしょうか。

大島委員 先ほども申し上げさせていただきましたが、皆さんの声、数多くの声というのを我々、同じ労働者として重く受け止めて審議に臨んでいきたいと思っております。

村上部会長 ありがとうございます。

使側はいかがでございますか。

神委員 先ほどの本審でも申し上げましたとおり、使側としても皆様、数多くの団体から出されました意見を踏まえた審議を尽くしていきたいというふうに思っておりますが、なかなか現下の情勢、いろいろ厳しいところもございますので、しっかりと先ほどの本審でも申し上げたとおり、春季労使交渉における賃上げと、いわゆる最低賃金の引上げというものは違うんだということを前提として、審議を進めていきたいというふうに

思っております。よろしく願いいたします。

村上部会長

本日の本審において御説明がありましたとおり、今回提出された意見書を通じて、働いている方々の様々な実態が伝わってきたかと思えます。

また、審議会の運営に関しましても様々な御意見があることを理解いたしました。

御意見は書面を通じて十分に伝わりましたので、この意見書の内容を念頭に置きつつ、今後の審議を進めていくこととしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声)

村上部会長

ありがとうございます。

次に、議事(3)の「労使各側の基本的な意見の表明について」に進みます。

先ほど本審で、中央最低賃金審議会答申により示された目安及び基礎調査結果や資料の説明を踏まえまして、労使各側から現段階における基本的な考え方の表明をお願いいたします。

まず、労側いかがでございましょうか。

大島委員

先ほど、これも本審で申し上げましたとおり、春闘で今季、今次行われた賃上げの反映と、実質賃金というところにこだわっていきたいと思っております。

村上部会長

ほかの委員の皆様もどうぞ。

清野委員

すみません、私のほうから。

私は、JAMという中小を抱える労働組合の出身であります。JAMは、1999年、これは去年も話をしておりますけれども、発足をし、25年を経過しましたけれども、現在における賃金改定状況を見ますと、今までにないぐらいの実績という状況になっております。

中小を抱えるJAMとしても、現状においては今回の賃上げを含めて、5%を超える、状況によっては5%後半状況というようなどころもあるわけでありまして、中小においても、様々な業種、業態があるわけでありまして、全体を見ても5%を超えるという状況になります。

ということと、申し上げたいのは、私どもは労使交渉で賃金の決定が

できるわけでありませけれども、本審議については、労使交渉で決定できない方々を代理人交渉するようなイメージを私は持っていますので、そこはお互いに真摯に議論したいと思います。ですからこそ、しっかりとした労使歩みよった状況をつくっていきたいと思っております。

なおかつ、やっぱり物価上昇のことを考えますと、現状において、去年まで買えた額面で現在は買えないことを考えなければならない。生活を考える上で、やっぱりそこはどうしても考えていかなければいけない状況ではないのかなと思います。ですからこそ、生活をなし得る賃金、そういう意味において、そのなし得る賃金をどのようにみんなで議論をし、決定をしていくかということの重要性と思っております。

ですからこそ、しっかりと議論を尽くし、その議論を尽くすことによって、改定をしてまいりたいと思っております。ぜひ、そういう意味においては、真摯な議論を展開したいと思っておりますので、そこについては、使用者の皆さんについても御理解をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

村上部会長
金子委員

金子委員。

大島委員、また清野委員の話とちょっと重なる部分もありますので、とはいっても、手短にちょっとお話しさせていただきたいと思っております。

やはり我々としては、春闘を通して勝ち取ってきた全体の賃金を上げてきたという部分も、清野さんもおっしゃられたように、労働組合もない方々、東京都で働く方々の全体の賃金を上げていくんだという、そういった部分で、しっかりとそこは役割を果たしていきなというふうに考えておりますので、労使双方、いろいろな考えの下、意見がぶつかる場合もあるのかなというふうには思いますが、しっかりと目的に向かって進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いしたいというふうに考えております。

簡単ですけれども、以上です。

村上部会長

ありがとうございます。

次に、使側、いかがでございましょうか。先ほどもお話しいただきましたけれども、もう一度。

神委員

ありがとうございます。本審の繰り返しになりますが、第4表にこだわっていくというのは、従来からの主張どおりで変わるところではございません。

それから、今回、中賃から示された目安というのが、本審でも申し上げたとおり、やや物価高騰のところのみに軸足を置き過ぎたものではないかというのが使用者側として考えているところですので、やはり中小・小規模事業者の賃金支払能力というところにも十分配慮した形での最低賃金の決定というのが必要ではないかというふうに考えているところでございます。

これも繰り返しになりますが、やはり企業業績によって、なかなか賃金の引上げの原資というのを確保するのは、各企業によってまちまちであって、難しいところがある中で、例外なく罰則付きで適用される最低賃金というものが、とりわけそういう業況の厳しい企業に対して、罰則でもって迫るということになりますので、そのところについては、やはり慎重な判断というのにも必要になるかというふうに考えておりますので、その点もぜひ、労側の皆様にも御理解をいただきたいというふうに思っているところでございます。

私からは以上です。

清田委員

私からも一言申し上げます。先ほども申し上げましたとおり、しっかりと東京の企業の大宗を占めているのが中小企業であるという前提を踏まえながら、中小企業の実態を踏まえた議論をしていきたいというふうに考えてございます。

例えば、賃金の状況を見るときに、比較的規模の大きいところの結果の数字を見るだけではなく、規模の小さいところの賃上げの結果も見ていくべきと考えておりますし、また、支払能力を考える上で、やはり一つ価格転嫁というところが、今、大きな注目すべき点かと思っております。価格転嫁の動向というところもしっかりと見ていく必要があるというふうに考えてございます。

そうしたいわゆる中小企業の実態もしっかりと見る上で、神委員がおっしゃりました、第4表というところが30人未満の賃上げの実態を示

している数値というところは、強調させていただきたいと思っております。

また、念のため申し上げますと、賃金が上がっている、物価も上がっているということは、確認をさせていただいております。我々使用者団体としても、最低賃金一定の引上げの必要性というところは、認識しているというところは、繰り返し述べさせていただきたいと思っております。

私からは以上です。

村上部会長

では、加藤委員。

加藤委員

もうお二人の話に尽きますけれども、成長と分配というふうな言葉がよく言われているんですけれども、やはり成長はしていないけれども分配の部分だけは、防衛的な賃上げということで何とかしなくてはならないというふうな実態の中小・小規模事業者は非常に多いわけですね。

もうそれも1年であれば何とか頑張るけれども、もう2年目に入っているという中で、先ほども出ましたけれども、原資がない中で、もうこれ以上はやりきらんというようなところも、会員からも非常に多くの声がありますので、今回の目安、それからその目安に至る中小企業・小規模事業者の状況の捉え方というのは、非常に厳しいものがあるなというふうに思っておりますので、そういうスタンスで審議に臨んでいきたいというふうに思っております。

村上部会長

ありがとうございます。

今のお話を受けまして、何か御質問とか御意見はございますか。よろしいですか。

公益委員の皆様もよろしいでしょうか。

ということで、これから審議を深めていくことになります。

それでは、最後の議題、議事の(4)の「その他」に進みます。

何か予定の議題以外に審議すべき事項はございますでしょうか。

清田委員

失礼いたします。審議に当たって、追加で提出をお願いしたい資料が二点ございます。

まず、いわゆる支払能力を見る上で、企業を取り巻く業況について参

考にしたい資料が二点ございます。

一点が、東京都の倒産の動向というところを把握したいと思ってございます。こちらが一点。

もう一点が、倒産に至らずとも、非常に厳しい状況があるというところを判断する上で、東京信用保証協会による代位弁済の件数及び金額というところを把握したいと思ってございます。

さらにもう一点、こちらは、私ども、私が所属している東京商工会議所で行った調査でございますので、私から、お許しいただければ、委員提出資料という形で提出をしたいと考えておりますが、東京商工会議所が行った景況調査の付帯調査の中に、価格転嫁の実施状況というところがございます。政府のほうで中企庁が価格転嫁の動向についてフォローアップ調査の結果を出してございます。私ども、東京商工会議所は、東京23区を対象にしておりますので、東京23区の企業の結果というところで、御参考にしていただければと思ってございますので、こちらについては、お許しいただければ、委員提出資料という形で提出をしたいと思っております。

村上部会長

資料を提供していただけるということですね。

清田委員

はい。

村上部会長

御用意ができましたら、次回とか次々回とかで御提示をいただければと思います。

ほかはよろしゅうございますか。

こういう資料が欲しいなとか、要望があれば、適宜言っていただいて、可能なものであれば、準備できればということになるかと思えます。

それ以外のことはよろしいですか、今日は。

御意見がないようですので、議事はこれで終了といたします。

それでは、審議はこれで終了とさせていただきます。

本日の議事録は、公益委員は私が、労側委員は清野委員、使用者側委員は加藤委員に御確認をお願いいたします。

それでは、本会はこれで終了といたします。本日はお疲れさまでございました。